

平成 24 年度

# 視察研修報告書綴

研修日：平成 25 年 2 月 7 日（木）、8 日（金）

研修地：佐賀県嬉野市議会、長崎県大村市議会

基山町議会

議会運営委員会

基 議 議 運 第 4 3 7 号  
平成 2 5 年 3 月 1 4 日

基山町議会  
議長 後 藤 信 八 様

議会運営委員会  
委員長 重 松 一 徳

議会運営委員会視察研修報告について

平成 2 4 年第 4 回定例会で議員派遣承認を受け、視察研修を実施したので報告します。

記

1. 期 日 平成 2 5 年 2 月 7 日 (木)、8 日 (金)
2. 視 察 先 佐賀県嬉野市議会  
長崎県大村市議会
3. 視察目的 議会報告会について  
議決事項について  
自由討議について  
政策討論会について
4. 報告内容 別紙のとおり

## 平成24年度議会運営委員会先進地視察報告

議会運営委員会委員長 重松 一徳

### 報告目次

- 1.日程・行程・参加議員
- 2.はじめに、視察の目的
- 3.佐賀県嬉野市議会研修報告
- 4.長崎県大村市議会研修報告
- 5.終わりに

### 1.日程・行程・参加者

2月7日（木）佐賀県嬉野市議会（塩田庁舎）訪問

研修項目：議会報告会・議会の議決すべき事件・自由討議・政策討論会

2月8日（金）長崎県大村市議会訪問

研修項目：市民と議会の集い・議会審議における着眼点・

議員相互間に自由討議・市政研究会

参加議員：議会運営委員会6名（重松一徳、品川義則、林博文、松石信男、鳥飼勝美、久保山義明）後藤信八議長（嬉野市議会訪問に参加）、古賀議会事務局長

### 2、はじめに、視察の目的

基山町議会は第3次議会改革をおこない、2元代表性のもと町民に開かれた議会と、自らの質の向上と議会全体の議決機関としてのチェック機能と町政に対する政策提言の向上を目指しています。

そのために、議会改革に対する町民アンケートを実施し、貴重な提言・意見を伺いました。その中で「基山町議会に町民の声が反映されていますか？」の質問に、反映されていない・分からないと回答が約59%でした。また「基山町議会の改革は必要ですか？」の質問に、必要ないは約6%、必要が44%でした。

これらの町民の意見をもとに、議会運営委員会として町民への情報発信と意見交換の場作り、議員同士の自由な討議による政策立案の向上、議会として議決すべき事件の整理（特に地方自治法改正による議決事件と議会への報告の整理）を調査・研究し、早急に実施出来る改革を進めるための視察でありました。

### 3.佐賀県嬉野市議会研修報告

#### (1) 嬉野市・市議会のあゆみ

嬉野市は平成18年1月に嬉野町・塩田町が合併してできた市。面積は126.51平方キロ。人口は28,984人（平成22年度国勢調査より）。平成2年と比較して約3,500人の人口減少で、市の基幹産業の観光客数も宿泊数が減少し、新たなまちづくりを模索されている。

嬉野市議会は、議員定数18人で、常任委員会は3つ各6人（総務企画・文教厚生・産業建設）で任期は2年、議会運営委員会6人も任期は2年。年齢構成は30～39歳が1人、50

～59歳が6人、60～69歳が10人、70歳以上が1人。

## (2) 嬉野市議会基本条例制定までのあゆみ

平成19年7月 議会全員協議会で政治倫理条例・議会基本条例制定に向けた学習  
平成19年11月 安芸高田市議会に議会運営委員会で視察研修  
平成20年8月 三重県議会・三重県伊賀市に視察研修  
平成20年12月 議会制度改革特別委員会を設置、検討を始める  
平成21年1月 議会基本条例・政治倫理条例の草案を検討  
平成21年5月 パブリックコメントを実施、意見に対する回答  
平成21年6月 市民の意見を参考に条例案を再検討し、全員協議会で承認  
平成21年6月 議会基本条例、政治倫理条例を議員発議して可決・制定  
平成21年7月1日 議会基本条例、政治倫理条例を施行

## (3) 嬉野市議会基本条例のポイント

市民参加→ ○全ての会議を原則公開する。(基山町も実施)  
○積極的かつ多様な場を設定し、市民等と意見交換をする  
○議会報告会を年1回以上開催する  
○市民等の意見を反映した政策立案に努め、政策提言の拡大を図る

情報公開→ ○多様な広報手段を活用した情報提供を実施する  
○議案の賛否等を公表する(基山町も実施)  
○政務調査費の支出明細書、領収書等を全部公開する

議会機能強化→ ○政策討論による政策提案及び政策提言を推進する  
○政策立案・政策提言能力向上を目的に研修を実施する  
○市長等は議員の質問に対して反問することができる  
○議会のあり方について、普段の評価と改善・検証を実施する

## (4) 議会報告会について

嬉野市議会基本条例第5条で、「議会は、市民への説明責任を果たし、市政全般にわたって市民と情報及び意見を交換するために、議会報告会を年1回以上おこなうものとする」と明記している。

平成21年に小学校区7箇所で開催「議員とかたろう会」を開催。その後3月議会・9月議会終了後に年2回の開催実績。

企画・準備含めて全て議員でおこない、市執行部・議会事務局はノータッチ。議員を2グループに分け、嬉野地区4箇所・塩田地区4箇所、4日間の実施。

### 嬉野市議会報告会の特徴

①第1回の報告会は参加者214人、第2回は232人だったが、回を重ねるごとに参加者が減少した。そこで議員自らがチラシを配り参加の呼び込みと消防団などに声をかけ、若い

世代にも参加要請して増えてきた。

②当初の報告会では「議員定数の削減」「議員報酬の削減」などの意見が多かったが、回を重ねるごとに、まちづくりや地域の問題点など建設的な意見・質問が多くなった。

③市民から出された質問に対しては、次回の報告会で調査・検討・執行部への聞き取り等をおこない、回答している。

議会報告会は是非とも基山町議会も開催をしなければならない課題である。議会基本条例を策定し、その条文で明記して行うのか、それとも試験的に開催する中で問題点を明らかにすることを優先して行うのか、という議論がある。

定期的開催（年1回以上）することにより議会と町民の距離が縮み、町民の声を町政に反映させることも含めて議会報告会をまずは開催しなければならない。

#### (5) 自由討議・政策討論会について

自由討議 →平成23年度から議会活性化特別委員会で自由討議のあり方について検討  
政策討論会→平成23年11月に制作討論会の運営、提言手続等に関する告示（嬉野市議会政策討論会要綱）を制定

手始めとして各常任委員会で検討した政策提言を政策討論会において、「政策提言書」に取りまとめ平成24年5月市長部局に政策提言した。

嬉野市議会は、会派制を採用していない。旧嬉野町・旧塩田町議会からの議員個人を尊重した議会運営が自由討議・政策討論会を可能にしている。

また、議会報告会で市民から出された意見・質問に対して自由討議をおこない、議会の全体意見・意思として市民へ回答することも可能となる。各議員が自由に討議してその結論は全会一致が原則になる。

政策提言書は各常任委員会から各1本ずつ政策提言を全員協議会に提出して、全会一致した「政策提言書」を市長部局に提出している。

全会一致を基本とする嬉野市議会の取組は参考にしなければならないし、2元代表性としての政策提言向上に参考になる。



嬉野副市長から歓迎の挨拶



パワーポイントを使っでの説明

#### 4.長崎県大村市議会視察報告

##### (1) 大村市・市議会のあゆみ

大村市は、長崎県のほぼ中央に位置し、面積は 126.46 平方キロ。人口は、92, 321 人（平成 24 年 4 月 1 日現在）。昭和 17 年に大村町と周辺 5 村が合併して、昨年市制 70 周年を迎えている。

市議会議員数は、24 名（自由民主党 3、公明党 2、民主党 1、社民党 1、無所属 17）で、年齢構成は、30～39 歳 3 名、40～49 歳 1 名、50～59 歳 7 名、60～69 歳 11 名、70 歳以上 2 名、平均年齢は 58.3 歳。単純に基山町議会と比較は出来ないが、若い世代の議員が多い。

常任委員会は 4 委員会（総務、厚生、経済文教、建設環境）。諸会議として、全員協議会、広報委員会、市政研究会、会派長会議、正副委員長会議がある。

##### (2) 議会基本条例の概要

###### ①制定の経過

平成 20 年 5 月 議会活性化特別委員会で議会基本条例の検討を始める

若手議員によるワーキングチーム（3 名）に素案作成を依頼

平成 20 年 8 月 ワーキングチームから報告された素案をもとに議会活性化特別委員会としての素案の検討・作成

平成 20 年 9 月 9 月議会で議会活性化特別委員会から素案の報告

11 月に「市民と議会のつどい」で市民の意見を聞くため、議会案に決定

平成 20 年 11 月 市民の意見を聴取して素案の修正をおこない、条例案を決定

平成 20 年 12 月 12 月議会で、議会運営委員会から条例案を提出・可決成立

###### ②条例の概要

###### ア. 議会の活動原則

市民に開かれたわかりやすい議会運営をおこなう

市民の多様な意見を把握するための機会の確保に努める

把握した市民の意見をもとに政策提言・立案等に努める

市民本位の立場から市政を監視する

###### イ. 議員の活動原則

議会内での自由討議を積極的におこなう

自己の資質向上に努める

市民全体の福祉の向上の観点から活動する

###### ウ. 議員間の自由討議

議会は、意思決定にいたるプロセスとして議員間での自由討議と徹底議論をおこなう

※常任委員会において執行部の説明と質疑終了後、委員会採決の前に行う

###### エ. 市政研究会

市政に関する重要な政策等について、議員の共通認識と議会の資質向上を図るため、市政研究会を設置する

### ③条例制定後の取組み

ア. 一般質問への選択性による一問一答方式の採用

※基山町議会は既に一問一答方式を採用している

イ. 議員相互間の自由討議の導入

※基山町議会は会派性を採用してなく、自由な討議ができる環境ではある。しかし統一ルールを決めないと自己主張になる可能性がある。自由討議を採用するためにも要綱の整理をしたい。

ウ. 町内会長会連合会との懇談会の定例開催

※基山町議会と行政区長会では、改選時や区長役員交代時に懇談会をしているが、町政や区の問題点等も含めて勉強会の開催の話はあるが、実現していない。是非とも出来るように議長を通じて区長会に提案していきたい。

エ. 議会活動検証組織の設置

検証組織は、議会基本条例の活動原則に応じた 3 つのグループで構成

議会運営グループ 8 人・・・わかりやすい議会運営、議会機能の強化

政策グループ 8 人・・・政策提言・政策立案体制の充実強化

広報グループ 8 人・・・情報発信・情報提供、市民参加の機会の充実

※検証に基づく改善策や新たな取り組みをその内容に応じて議会運営委員会や広報委員会に提言できるようになっている。基山町議会は少人数（13 人）で、常任委員会・議会運営委員会・広報編集委員会以外に新たな組織を設置すれば会議に追われ、議会活動に支障をきたす要素がある。

### (3) 市民と議会の集い

#### ①実施の背景・経緯

議員定数は平成 15 年の改選時に「30 人から 28 人へ」、平成 19 年の改選時に「28 人から 25 人へ」連続して削減してきた。この時、町内会や婦人会、老人会などから経費削減を目的とした要請（請願・住民直接請求）があった。

このことは「議会の活動が市民によく理解されていない」「議会活動をもっとオープンにして知ってもらう必要がある」として議長から議会報告会の実施の提案があった。

議長提案を受け、平成 20 年 2 月に試行的に議会報告会を実施、市民からの反応も概ね好評で継続を望む声が多く寄せられた。平成 20 年度から議会報告会の名称を「市民と議会のつどい（語ってみゅーか）」として本格的に実施。この間の検討は、議会活性化特別委員会でおこなった。

#### ②実施の根拠

大村市議会基本条例（平成 21 年 4 月 1 日施行）に先立って実施したが、同条例第 6 条に「議会は、市民に対し、議会での意思決定に関する説明責任を果たすとともに、市民との意見交換会及び政策議論を行うため、市民と議会のつどいを実施するものとする」と規定している。

#### ③実施方法

ア. 議長を除く議員 24 人を 6 人ずつ 4 班に分け、原則として毎年 3 月・9 月定例議会終了後、概ね 2 ヶ月以内に市内 8 地区で実施。

1 回につき 2 日間の火災。2 年間で各議員が全地区を回れるようにおこなう。

イ. 班の編成方法は、各常任委員長・広報委員が各班に配置。会派・当選回数等を考慮。

ウ. 役割分担は、班長・副班長・司会者・報告者・記録者を指名。

エ. 周知の方法は、市広報誌や地元情報誌への記事掲載やポスター・チラシ配布、呼ぶかけ。

オ. 意見・要望等の処理は、各常任委員会の所管事項ごとに内容を振り分け、委員会で調査研究をする。一般質問に反映する。市議会だよりに掲載する。次回の開催時に処理結果を報告する。

#### ④参加者数

平成 20 年 2 月の施工から平成 24 年 10 月まで計 11 回開催されている。最多参加者は平成 20 年 5 月（第 1 回）：273 人、最少は平成 22 年 10 月（第 6 回）：93 人。

#### ⑤今後の課題

特定の市民だけでなく、いかに多くの市民に参加してもらうのか、周知方法・開催方法・開催後の処理の仕方などがある。

基山町議会と大村市議会を単純比較は出来ない。人口規模・自治体面積・議員数の違いがある。

特に市議会は会派性を採用している。大村市議会基本条例第 4 条に「会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する」を明記し、議会運営にも会派代表者会議が強く影響する。基山町議会は、会派性はなく議会運営委員会と全員協議会で決定していく。

市民と議会のつどいは、基山町は 17 行政区あり、各行政区に開催するのが理想だとしても実施困難な中、当初は町内全体で 1 箇所（町民会館）から始めるのがいいと思う。その後、小学校校区ごとに 2 箇所（基山小学校区・若基小学校区）での開催を目指す展望を持たせたいと思う。

大村市議会も「市民と議会のつどい（語ってみゅーか）」の開催に際して、参加者の減少を課題とされ、班ごとのチラシ配布、呼び込みがされている。

これは議会報告会に限らず、基山町議会での議会傍聴に来てもらうことと一致する課題で、情報発信と魅力ある議会作り、住民付託の議事決定ルールなど複合的施策が必要である。

基山町は休日議会を試行しているが、膨張参加者が減少している。危機感を持ち、町民との接点を密に持たなければならない。

## 5.終わりに

嬉野市議会・大村市議会の視察研修で、第一の印象は「議会・議員が行動し、市民に溶け込む努力」をされていることだ。

基山町議会は第 3 次議会改革を取り組み、開かれた議会を目指しているが、改革半ばでもある。試験的に休日議会（土曜・日曜日に一般質問開催）や一般質問を全議員実施（去年は議



長も一般質問をおこなう)、全員協議会の毎月の開催と公開、などおこなっている。

しかし、議会が町民・住民へ自ら足を運んでいない。是非とも議会報告会を開催することを全員一致で決定しなければならない。

大村市議会の議長が「悩むよりまずやってみよう」と提案された議会報告会を実施して、市民の反応もよく、本格的取組になったと説明があった。

基山町議会も「まずやってみよう」との気概が必要なかもしれない。

議会改革の一環として、常任委員の任期を4年から2年に変更して、本年5月に臨時議会を開催して、常任委員の選任見直しをおこなう予定だ。

その後、議会報告会を開催できるように準備を進めたい。

今回の議会運営委員会の視察研修が、基山町の発展と基山町議会のさらなる改革に寄与できることを確信して、報告としたい。



大村市議会の議会事務局員3名議員ではなく、議会事務局員から話を伺ったのは有意義だった。



基山町議会運営委員会6人と議会事務局長議員には聞けない質問もしながら、議会改革・運営のあり方を伺った。

## 1. 議会報告会について

嬉野市議会は7回、大村市議会9回開催されていたが、まずはやってみようというスタートでした。大村市では議員定数の削減を請願、住民直接請求と2回にわたって、町内会や婦人会、老人会など市政に関わりの深い団体からの要請があったことが要因でした。この反省に立ち市民に開かれた議会の構築、議会を知ってもらう、理解してもらうことを目的に始められたものでした。嬉野市においても同様の意図からと感じた。

報告会は議会の役割、任期、組織、仕組み活動等の基礎的な説明を行い、また直前の定例会を報告し最後に意見交換を行なっている。

1、2回程度までは議員定数削減、報酬削減の意見が出た回を重ねる毎に前向きな意見や定例会報告に関する質問、行政に関する提言等に変化しているとの事である。提案された意見に関しては、議会で協議し執行部へ伝えるもの、議会として取り組むもの等に振り分け結果は議会広報等を通じ報告している。

定例会報告は班ごとに打ち合わせを行い個人の発言ではなく議会としての意見として議会だよりを元に説明をし、質問に答える時も同様の立場で発言をすることにしている。

参加者の固定化と減少が今後の課題となっている、取り組みとしては各種団体、各地域への議員自らが動き参加者を募ることで課題解消に取り組んでいる。

## 所 感

基山町議会も報告会に取り組むものとしているが、ただ議会活動を報告するだけではなく町民と意見交換をすることにより、議会自体も資質の向上を目的とし執行部に議会として政策提言できるような自立し独自性を発揮することができるように取り組むべきであると感じた。

## 2. 自由討議について

嬉野市においては、平成23年度から自由討議のあり方について検討を重ね、自由討議の保障を確認することにより、活発な発言を行うことから政策討論会につなげ最終的には執行部へ議会として政策提言を行うことを目的としている。これまでも、住宅リフォーム助成制度について利用者の要望を元に、市単独で行うべきでは県に働きかけるべきだ等の協議を行い県に追加補正をお願いすべきだろうと全会一致で決めて、議長名で知事・県議会宛に要望書を提出し県市議長会・町議長会へ支援のお願いをしている。

## 所 感

現在基山町においても自由討議は全員協議会、各委員会で実施して入るが明確な定義がないので早急に協議し整理すべきだと思う。嬉野市のように議会として政策提言することを目標に持つべきであろう。そして、様々な手続きを整理し規則等を策定し結果的に議会活動に不可欠なものとして議会基本条例を策定しなければならないと考える。

## 基山町議会運営委員会視察報告

平成 25 年 3 月 1 日

松石信男

議会運営委員会は、2月7日から1泊2日の日程で佐賀県嬉野議会と長崎県大村市議会の視察を行いました。視察内容は以下の通りです。

視察日時 平成 25 年 2 月 7 日～8 日

### 嬉野市議会研修内容について

#### ○ 議会基本条例について

##### (制定の背景)

一般市民から「議員に市政について負託しているが、議会は政策の提言なども何もせず、単に市長の政策の追認をするだけだ」との声があった。加えて議会改革の流れが全国的に高まってきた。

そこで、議会あるいは議員としての本来の職責を果たすため、議会改革が必要であり、制度づくりと実践の取り組みを明文化する議会基本条例を制定する動きとなった。

##### (制定の経過)

議会基本条例の立案に当っては、平成 18 年 1 月合併後に議員間より提案があるなかで検討を始めて、平成 19 年 7 月全員協議会において議会基本条例の最初の学習会を開催した。その後、議会運営委員会による三重県議会や伊賀市議会の視察、更には有志での会津若松市議会等への先進地研修を行いながら、全員協議会や種々の会議を通して研鑽を重ねていった。

その後、平成 20 年 12 月議会で議会制度改革特別委員会を設置し、議会基本条例の検討及び政治倫理条例の検討を行った。その後、平成 21 年 5 月 1 日～20 日にパブリックコメントや行政回覧によって公表し、市民からの意見募集を行ったうえで、寄せられた貴重な意見を参考にしながら更に検討を行った。

約 2 年間の立案・検討作業を経て、平成 21 年 6 月議会において『嬉野市議会基本条例』及び「嬉野市政治倫理条例」を議員提出議案として上程し、全会一致をもって 6 月 18 日可決。平成 21 年 7 月 1 日から施行して今日に至っている。

#### ○議会報告会について

平成 21 年度に第 1 回議会報告会を小学校区ごと 7 カ所で開催した。参加者 214 人。22 年度からは議会報告会の名称を「議員とかたろう会」に改め、年に 2 回、春と秋（24 年度は夏）にそれぞれ 8 カ所ずつの合計 16 カ所で開催し

ている。これは「かたろう会」が回を重ねるごとに参加者の固定化があるなかで、多くの地域でこまめに開催することによってたくさんの市民が参加できるように配慮したことによるもの。「語ろう会」は平日の夜7時半から9時まで開催し、報告は議会だよりをもとに約30分説明し、あと1時間は市民の要望を出してもらっている。

「かたろう会」で出された市民の要望については、議長名で執行部に質問書を提出し、その回答は「議会だより」に掲載している。また、議員が一般質問で取上げたり、委員会として政策提言したり、先進地を視察して市政に反映させている。

○ 議会の議決事項について

議会基本条例のなかで市の総合計画の策定を定めている。

○ 議員間の自由討議について

全員協議会で議員から「こういう問題があるので自由討議にかけてくれ要請があれば、自由に討議して一致すれば意見書や政策提言として市に提出している。

○ 政策討論会について

各委員会でおこない、全会一致した場合は委員会として政策提言をしているが、1年間に1件の提出を目指している。

○ 市長の反問権について

反問権は認めているが、いまのところ市長から反問されたことはない。

### 大村市議会研修内容について

○ 議会基本条例について

(制定の背景)

大村市議会の議員定数は、現在25人であるが、平成15年の改選時においては「30人」から「28人」へ、平成19年の改選時においては「28人」から「25人」へと2期連続して削減を行ってきた。これらの定数削減は、いずれも町内会や婦人会、老人会など市と関わりの深い団体からの経費削減を目的とした要請（請願・住民直接請求）によるものであった。

これらの反省として、市民に開かれた議会を構築し、もっと市民に議会のことを知ってもらい、理解してもらうとともに、議会自体も資質の向上に努める必要があるとの意見が議員から相次いだ。

そこで、平成 19 年の改選時を機に、さらなる議会活性化・議会改革を行うこととし、「議会報告会の開催」「議会基本条例の制定」「委員会のあり方」の 3 つの主な柱に検討する議会活性化特別委員会（委員 8 人）を設置し、一連の改革を行った。

（制定の経過）

・ 平成 20 年 5 月

議会活性化特別委員会において議会基本条例の検討を開始。特別委員会としての素案作成に当り、特別委員会内に若手議員によるワーキングチーム（3 人）を設置し、たたき台となる素案作成を依頼。

・ 平成 20 年 5 月～7 月

ワーキングチームから報告された素案をもとに、議会活性化特別委員会としての素案の検討・作成

・ 平成 20 年 9 月

9 月定例会において議会活性化特別委員会から、同委員会としての素案の報告、11 月に開催する市民と議会のつどいで条例制定についての市民の意見を聴くため、議会運営委員会において上記素案を議会案として決定。

・ 平成 20 年 11 月

市民と議会のつどいで同素案の概要を説明し、市民の意見を聴取。議会活性化特別委員会において、市民からの意見聴取の結果を踏まえた議会基本条例素案の修正と同委員会としての同条例案を決定。

・ 平成 20 年 12 月

12 月議会において議会活性化特別委員会から、同委員会としての条例案の報告、12 月議会において議会運営委員会から条例案を提出・可決

・ 平成 21 年 4 月から施行する。

○市民と議会の集いについて

議長から議会報告会実施の提案がなされ、平成 20 年 2 月、議会報告会を 1 カ所で試行的に実施（参加者 191 人）したところ市民の反応は概ね好評で、継続実施を望む声が多く寄せられたことから、平成 20 年度から議会報告会の名称を「市民と議会のつどい（語ってみゅーか）」として議会基本条例制定に先立って本格的実施。議長を除く議員 24 人を 6 人ずつの 4 班に分け、毎年 3 月・9 月議会終了後、概ね 2 ヶ月以内に市内 8 地区（小学校区）で実施。

・ 内容

議会報告は午後 7 時より 30 分間、市民との意見交換に 1 時間 30 分当てている。市民との意見交換では議員の自由な発言を行っている。

- ・ 周知の方法

市の広報誌。ポスターの掲示やチラシの配布、各種団体への案内・参加呼びかけは議員が直接、団体等を訪問しするなど行っている。

- ・ 市民の意見、要望等の取り扱い

(田)常任委員会の所管事項ごとに内容を振り分け、調査研究。

(月)一般質問に反映。

(火)市議会だよりに掲載、ホームページに掲載。

(水)次回の開催時に処理結果を報告。

- 議員相互の自由討議について

定例議会の各常任委員会の審議日程 3 日間の内、2 日間を議案審議に当て、委員会採決前の 1 日を議員同士の自由討議にしている。なお、自由討議の対象は、委員会が必要と判断する案件のみ（執行部は退席）。

- 市政研究会について

市政に関する重要な政策等について、議員の共通認識と議会の資質向上を図るため設置している。市政研究会の機能をさらに充実・強化するため同会の運営を担うために、副議長をトップとする市政研究会運営部会（10 人）を設置して企画を立てている。

以上、報告いたします。

平成25年3月1日

基山町議会  
議長 後藤 信八 様

議会運営委員会  
林 博文

議会運営委員会視察報告について、下記のとおり報告します。

1. 視察日時 平成25年2月7日(木)～8日(金)
2. 視察先 ①佐賀県嬉野市(7日午前10時～12時)  
②長崎県大村市(8日午前10時～12時)
3. 視察研修  
目 的 議会基本条例について  
①議会報告会(第5条) ②議会の議決すべき事項(第7条)  
③自由討議(第10条) ④政策討論会(第11条)  
⑤市民と議会の集い(第6条)  
⑥議会審議会における着眼点(第9条)  
⑦議会相互間の自由討議(第10条) ⑧市政研究会(第11条)

4. 視察の概要～視察研修事項及び報告

(1) 嬉野市議会

議会運営委員会の委員長 神近勝彦氏より説明を受けた内容は、議会の取り組み状況、議会改革の取り組み、議会基本条例の制定等、また議会報告会の開催は、議会だより内容等を報告会については各議員の役割を先に決めておき役割分担で説明する。報告会の場所の設定は各区長にお願いしている。また議員とかたろう会等も開催され、市民の意見要望を協議し、主な要望等を次の議会だよりで回答されておられるとのことでした。このかたろう会の開催は、各種団体、建設業、商工会、農業団体等とも開催され、開かれた議会として取り組まれていた。(市民の皆さんとの対話集会として)

(2) 大村市議会

大村市議会は、経費削減を目的とした要請、請願が市民から提出され議員定数は平成15年の改選時30名から28人名へ、平成19年の改選時に28名から25名へと2期連続して削減がなされた。これに伴い定数削減の声があがったことに「議会の活動が市民によく理解

されていない」「自分たちの活動をもっとオープンにして市民に知っていただく必要がある」とのことから議会報告会の実施を平成20年2月より開催し、議会報告会の名称を「市民と議会のつどい」として本格的に実施することとなった。この実施方法等については、議会活性化特別委員会で十分検討をし開催に至った。実施方法は議長を除く議員24人を6人ずつの4班に分け、毎年3月、9月定例会終了後、2ヶ月以内に市内8地区で実施された。

(3) 行政視察研修を終えての所感

今回の研修は基山町議会が議会改革特別委員会で審議している改革の取り組み項目であり、平成25年実施に向けての議会報告会、町民との意見交換会の実施、議会政策協議会の設置、議会基本条例の制定等の内容を研修した。基山町も開かれた議会として町民の皆様とひざを交えて町民の要望等を聞き、基山町が発展していく方向を見出せたらと思っています。基山町議会改革に大変役立つ研修でした。

(4) 研修資料添付

- ①議会報告会アンケート
- ②議会とかたろう会アンケート
- ③議会かたろう会の役割分担会の進め方



平成 25 年 2 月 18 日

基山町議会 議会運営委員会  
委員長 重 松 一 徳 殿

議会運営委員会委員  
鳥 飼 勝 美

### 議会運営委員会所管事項視察研修報告書

標記の件に対して、下記の通り報告します。

#### 記

1. 視察研修期日  
平成 25 年 2 月 7 日（木）～ 平成 25 年 2 月 8 日（金）
2. 研修地  
(1) 2 月 7 日 佐賀県嬉野市議会  
(2) 2 月 8 日 長崎県大村市議会
3. 研修参加者（議会運営委員会 7 名）  
重松一徳、品川義則、林博文、松石信男、久保山義明、後藤信八、鳥飼勝美

#### 4. 研修事項及び内容

##### (1) 嬉野市議会の議会改革への取り組みについて

嬉野市は、平成 18 年 1 月に旧嬉野町と旧塩田町が合併して誕生した市である。人口 28,400 人で、10 年前から約 2 千人減少している。全国的に有名な温泉地であるが、観光客、宿泊客の減少が続いている。

議会改革の取り組みについては、「議員が変われば議会も変わる。議会が変われば行政も変わる。行政が変われば嬉野市が変わる。」をモットーに多様な議会改革に取り組んである。

##### ○ 議会基本条例制定の経過

平成 18 年の合併を契機に議会に対して市民から多くの意見が出され議員からも議会改革の必要性について検討すべきとの機運が高まってきたため、全員協議会等において、議会基本条例についての調査検討を重ねるとともに、先進地の行政視察を行い、平成 20 年 12 月に議会制度改革特別委員会を設置し、精力的に協議して、平成 21 年 6 月議会において議会基本条例を制定してある。

その条例のポイントとしては、①市民参加として（会議は、原則公開・市民との意見交換・議会報告会の開催・政策提言の実施等）②情報公開として（多様な広報手段を活用した情報公開の実施・議案の賛否等を公開する）

③議会機能の強化として（政策討論による政策提案及び政策提言の推進・市長等の反問権を認める。）を柱として制定されている。

基山町議会としては、現在第3次議会改革特別委員会で議会改革に取り組んでいるが、その中でも議会基本条例の制定に向けて早急に調査研究を進めていくことで議会として認識の一致をみているところです。

#### ○ 議員報告会の開催

議会基本条例で年1回以上の開催を規定している。平成21年11月に第1回の議会報告会（2回目以降を「議員とかたろう会に名称変更」）を市内7か所で開催（参加者214人）、今年度まで年2回開催している。

その「議員とかたろう会」の内容は、議会で審議された条例改正、当初予算、補正予算等を議員自らが説明し、質疑を受け回答できるものは回答している。

また、議員が回答できないものは、議会に持ち帰り執行部と協議し、その結果を次の「議員とかたろう会」で報告している。議員18人の内、議長、副議長を除く全員で担当を決め運営してある。

基山町としては、まだ議会基本条例は制定していないが、条例制定前に議会報告会を平成25年度中に開催していくことで議会として確認している。

## (2) 大村市議会の議会改革への取り組みについて

大村市は、長崎県の中央に位置し、西に大村湾望み長崎空港がある。また、大村ボートの収益により年間3億円が市の収入になっている。長崎市、佐世保市へのアクセスが良いためベッドタウンとして人口は年々増加しており、現在93,000人の市である。

大村市議会の特色は、議員相互間の自由討議が活発に実施されているところであり、委員会において議案等の審議の前に議員が相互に自由討議を3日間位行って問題点を明確にして、議員の共通認識が高まっていると感じた。

また、議会は、市政の重要な政策及び課題等について、市政研究会（政策討論会）を毎月21日に開催し議会の政策提言等が図られている。

#### ○ 「市民と議会のつどい」の開催

大村市議会の議員定数は、現在25名であるが、平成15年の改選から「30人」から「28人」へ、平成19年の改選から「28人」を「25人」へと2期連続で削減している。これらの定数削減は、町内会、婦人会、老人会等による要請（請願・住民直接請求）によるものであった。

平成19年の改選で新たに就任した議長は、定数削減の請願等が出されたことは、議会の活動が市民に理解されていない、議員の活動をオープンにすべきとの考えから「議会報告会」の実施の提案がなされ、議会活性化特別委員会を設置して調査検討を開始し平成20年2月から「市民と議会のつどい」を開催している。

- ・市内8か所を5月と11月に4班で実施
- ・その内容は、30分を議会からの報告、各地区の共通テーマを決めて意交換し、その後フリートークキングを実施

- ・各班に班長・副班長・司会者・報告者・記録者
- ・周知の方法は、市の広報誌、地元情報誌、ポスター、各種団体へ参加要請
- ・意見要望等の処理は、常任委員会の所管ごとに振り分け、各委員会で調査研究を行い、一般質問に反映、市議会だよりに掲載、
- ・次回の開催時に処理結果を報告している。

大村市議会は、これまで議会報告会を10回開催されているが今後の課題としては、特定の市民だけではなく、いかに多くの市民が参加してもらうか、又、周知方法、開催方法等を検討されている。

- 今回の先進市議会の研修において、今後基山町議会が早急に取り組むべき課題として、議会報告会の開催、議会政策協議会の設置、議員間の自由討議の導入等を図って、開かれた議会を目指していくことが必要であると痛感した。

以上

---

日 時：2012年2月7日（木）～2月8日（金）

内 容：議会運営委員会 行政視察報告（佐賀県嬉野市議会・長崎県大村市議会）

議員名：久保山 義明

---

## ○ 視察内容と所感

佐賀県嬉野市議会 及び 長崎県大村市議会

議会基本条例（議会報告会・自由討議・政策討論会・議会の議決事項の追加）

今回、視察先の嬉野市議会及び大村市議会はどちらも議会改革における先進地として知られる。双方の視察を終え、今後基山町議会が目指すべき方向性が見えてきたと感じさせる視察となった。

特に、嬉野市議会の議会改革による取り組みは、旧嬉野町及び旧塩田町が合併して誕生した市であり、本会議制・会派無しといった旧町の議会運営を継承した取り組みであり、規模の小さい当議会においても大いに参考になる話で終始した。

また、大村市議会は年2回の議会報告会を行い、すでに開催10回となっていることから報告会に関してのノウハウが蓄積されている印象を受けた。

## ● 議会報告会

嬉野市議会…初回「議会報告会」2～6回「議員とかたろう会」

- ・議会活性化特別委員会の所管とする
- ・2班に分け、現在計8カ所にて開催
- ・小さな集落を中心に開催する方向性に変えている
- ・参加者が固定化してきたため、チラシ作成や消防団への声かけ等実施
- ・3回目くらいから明らかに議会批判もなくなり、質問内容も変わってきた
- ・受けた要望等は、議長名にて執行部へ答弁を求める

\*各常任委員会の所管事項に関する各種団体との意見交換会の実施

大村市議会…初回試行後、1～10回「市民と議会のつどい（語ってみゅーか）」

- ・試行後に実施要項を作成。趣旨は多くの町民の声を聞くという姿勢
- ・広報委員会の所管とする
- ・6人の4班、市内8地区で実施し、日程等は班長会議で決定する
- ・班長は、日程のほか開催地区の現状を調査し、班のとりまとめを行う
- ・4回目からテーマ設定での開催。各地区に応じたテーマを設定。

## ● 自由討議

嬉野市議会… 自由討議の保障

- ・自由な討議によって議論を尽くすための条文
- ・あくまで「保障」すること

---

大村市議会…議員相互間の自由討議等

- 自由な討議を中心とした徹底した議論を求めた条文
- 本会議での自由討議は現在のところ開催されていない(難しい)

● 政策討論会・市政研究会

嬉野市議会…政策討論会の実施

- 各常任委員会から年に一本の政策提言を提出
- 複数の課題を箇条書きに羅列するのではなく、慎重に深く提言する
- 例えば、定住促進条例の費用対効果についてなど
- 全員協議会で諮り、全会一致にて提出

大村市議会…市政研究会

- 政務調査や情報共有のため、毎月開催。
- 目的は、議員の資質向上である

● 議会の議決事項の追加(地方自治法 96 条の 2)

嬉野市議会… 議会基本条例に明記。議会提案。

- 基本構想を定め又は改定
- 基本計画を策定又は変更

大村市議会…現在、執行部・議会共になし

- 平成 27 年まで(基山町と同じ)の総合計画のため、26 年度中を目指す

所感：まず、基山町議会の議会改革として議会報告会の実施は必須だと感じた。議会基本条例で明記したから実施ではなく、まず取り組んでみる方向性が確認された。施行後に今後のあり方を模索し、まずは町民の意見を直接聞くところから始めたい。どちらの視察先の議会も継続の中から市民の反応が変わってきていることは今回の視察で明らかになった。

自由討議においては、現在の委員会などの休憩時の討議を「保障する」という認識でよいと感じた。議論は尽くさなければならない。形ではなく、保障が大切であると実感した。

嬉野市議会の常任委員会による政策提言は大変参考になった。議会のうしろには多くの町民が存在することを裏付けするためにも、この提言は前向きに進めたい。

議会の議決事項に関しては、様々な考えがあると思われるが、大村市議会事務局の発言は大変参考になった。バラバラに条文を置くのではなく、執行部側と議会側の条文は一本化したほうが、解りやすいし簡潔であるとの認識を得た。

前文にも述べたように、今回の視察によって基山町議会の議会改革の方向性が見えてきた。大変意義のある視察研修となった。